



危険物安全週間が始まります

令和3年6月6日（日）～6月12日（土）

▼平成2年（1990年）に消防庁により定められた、毎年6月第2週に危険物の保安について呼びかけを行う「危険物安全週間」が開始されました。

▼危険物安全週間は、自家用発電設備の燃料として貯蔵され使用される石油類などの「危険物」の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る週間として、位置付けられ実施されています。

▼令和3年（2021年）の危険物安全週間の実施を控え、東京消防庁予防部危険物課は、管内で令和2年（2020年）に発生した「非常用発電設備の事故事例」を、このほど公表しました。

▼情報共有化を図るために掲載します。自家発電業界に関連する皆様方には、非常用発電設備の事故の再発防止に向け、周知徹底を図られるようご協力をよろしくお願いいたします。



令和3年度危険物安全週間ポスター



非常用発電設備の事故事例

東京消防庁予防部危険物課

1 令和2年の非常用発電設備の事故状況

危険物施設等として規制を受けている非常用発電設備の事故は、令和2年度中に5件ありました。その中から、工事前の操作ミスが原因で、危険物の流出に発展した事故事例をご紹介します。

2 非常用発電設備の工事中に発生した流出事故

作業者は、発電設備集合操作盤の更新工事時に、非常用発電設備の装置停止措置として、計装・制御電源の「切」操作のみで十分と考えて操作した。

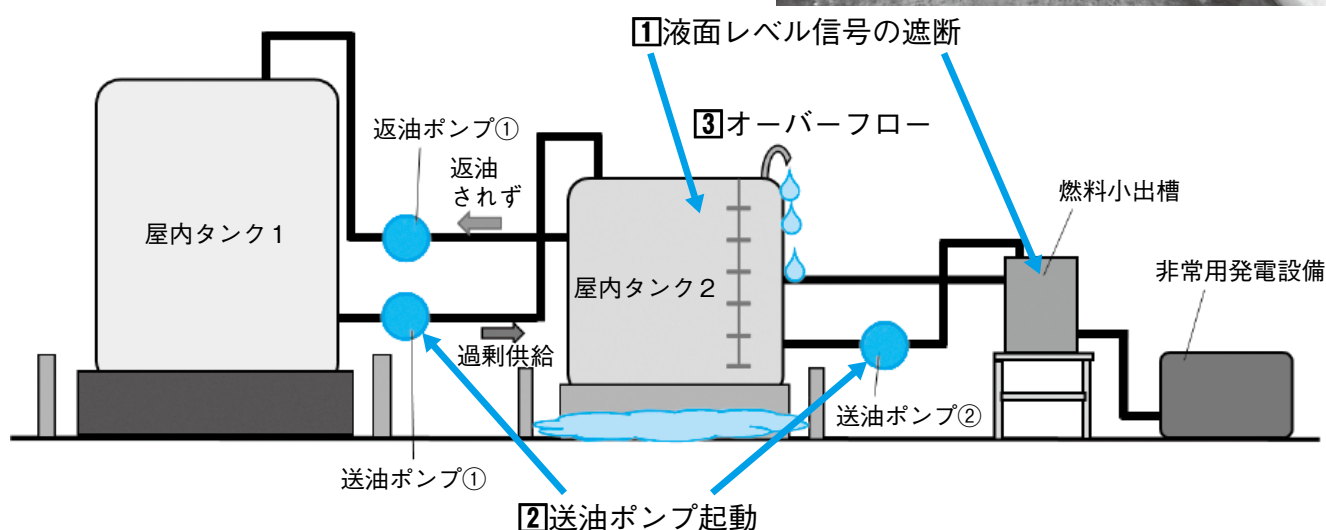
しかし、発電設備集合操作盤の計装・制御電源を「切」にした際に、液面レベル信号が遮断されたことにより、屋内タンク2及び燃料小出槽の液面低下信号が発信され、送油ポンプ①及び送油ポンプ②が起動。

送油・返油ポンプは、**停止信号が発信されるまで停止しない機構**であったため、屋内タンク1から送油され続けた燃料が、屋内タンク2を満たし、屋内タンク2のフロート式液面計の取り付け部から、燃料がオーバーフローした。

写真は防油堤内の状況。イメージ図の屋内タンク2の下「青色部分」が流出した燃料



イメージ図



停止信号が発信されるまで供給し続ける

→ 電源がOFFのため停止信号が発信されない

3 事故防止のポイント

この事件事例では、作業者が誤った認識で作業を行ったため、発生したもので、作業者は、送油ポンプのモードを「自動起動」から「手動起動」にし、主電源を「切」にしていれば、危険物の流出を防止することができました。

非常用発電設備では、作業手順を誤ると燃料の流出や火災の発生、非常時に起動しないなどの問題が発生する場合があります。

非常用発電設備を構成するタンク燃料の流出は、災害時の計画に重大な影響を及ぼします。

特に、非常用発電設備は、非常時に使用できて、初めて効果を発揮します。危険物安全週間の機会を捉え、非常用発電設備の適正な点検及び工事の作業手順等について、改めて確認しましょう。